

消防による立入検査のご協力について

消防の立入検査は、防火対象物の実態把握・消防法令の適合状況を確認し、火災予防条例上適切な指導を行うことにより、出火防止や万が一の出火に際して被害を最小限にとどめるために実施するものです。

立入検査につきましては、消防本部予防課、各消防署及び分署にて実施しておりますが、火災等の災害が発生した場合は、立入検査を中断して出動することもあります。

各事業所におかれましては、貴重な財産・人命を守るために消防が実施する防火対象物への立入検査の実施についてご理解・ご協力をお願いいたします。

また、立入検査を実施する場合については、緊急の立入検査を除いて事前に連絡を致します。



立入検査についてのお問い合わせ

消防本部予防課 048-982-3919

吉川消防署 048-982-3931

南分署 048-984-0119

松伏消防署 048-991-2231

知らなかった!!

事業やお店を始められるみなさまへ
**消防法や各市町村条例に基づき
各種届出が必要です。**

入居に伴い、新たに消防用設備等
(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等)の設置が必要となったり、
防火管理や避難点検などの届出が必要となる場合があります。

計画段階で管轄の消防機関にご相談ください。
こんなとき、新たな消防用設備等が必要に…

例1 事務所から飲食店へ変更
防火用設備の取替が必要に

例2 倉庫部分を増築
屋内消火栓設備の取替に

届出を怠ると消防法令違反となります。
事前に管轄消防機関へ相談・届出をしましょう!

は通じません。

防火対象物
関係者の
皆さまへ

消防用設備等の
点検・報告は
あなたの義務です。

関係者のための
Q&A

点検に
当たって

消防用設備等の点検報告制度
(消防法第17条の3の3)

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対して上記の罰金